

平成 24 年 5 月 10 日

「UBS コア・コンサバティブ・ファンド」の受益者の皆様へ

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

約款変更（予定）について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、「UBS コア・コンサバティブ・ファンド」および同ファンドが主要投資対象とする「UBS ディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」につきまして、下記日程にて約款変更させていただき予定でございますので、お知らせいたします。

敬具

<記>

1. 約款変更にあたって

UBS ディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の運用につきまして、UBS グローバル・アセット・マネジメント（HK）リミテッド（以下「香港拠点」ということがあります。）へ運用指図に関する権限の委託を行い、マザーファンドの実質的な運用を同社が行うこととするため、マザーファンドの信託約款に所要の変更を行います。

近年、エマージング諸国の成長ならびに市場の発展に伴い、エマージング諸国、とりわけ、中国をはじめとするアジア地域の重要性が従前に増して高まっています。UBS グローバル・アセット・マネジメント・グループでは、運用リサーチの強化を図るうえで、地理的な利点をも鑑みて、香港拠点の人員を強化して参りましたが、この度、より一層の人員強化を行い、運用サービスの向上を図ることといたしました。

以上の状況を鑑み、当社では、香港拠点へ運用指図権限の委託を行うことで、より充実した運用サービスを提供することができると考え、当該信託約款の変更をする予定といたしました。

同時に、運用指図権限委託先の所在地である香港の銀行休業日を購入・換金不可日に追加する等、UBS コア・コンサバティブ・ファンド（以下「当ファンド」といいます。）の信託約款に所要の変更を行う予定です。

2. 信託約款変更にかかる書面決議の手続きおよび日程^{※1}

- ①受益者および受益権口数の確定 : 平成 24 年 5 月 10 日 (木)
- ②書面による議決権の行使期間 : 平成 24 年 5 月 10 日 (木) から平成 24 年 6 月 11 日 (月) まで
- ③書面による決議の日 : 平成 24 年 6 月 12 日 (火)
- ④反対受益者の買取請求期間 : 平成 24 年 6 月 13 日 (水) から平成 24 年 7 月 3 日 (火) まで
- ⑤約款変更適用日 : 平成 24 年 7 月 4 日 (水)

受益者および受益権口数の確定日 (平成 24 年 5 月 10 日) 現在の受益者^{※2}は、平成 24 年 6 月 11 日までに、弊社に対し議決権行使書面をもって、本議案に対して議決権を行使することができます。

[約款変更を行う場合]

約款変更にかかる書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権総口数の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。(マザーファンドについては、上記①時点のマザーファンドの保有割合に応じて当ファンドの受益権口数をマザーファンドの受益権口数に換算し、また、当ファンドの受益者数をマザーファンドの受益者数と置き換え、受益者の半数以上であって、議決権総口数の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。)

本議案が可決された場合は、平成 24 年 7 月 4 日付で当ファンドおよびマザーファンドの信託約款が変更されます。

[約款変更を行わない場合]

当該書面決議により本議案が否決された場合は、約款変更を行いません。この場合には、約款変更を行わない旨を、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

※1 この約款変更に伴う手続きは、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条の規定に基づいて行われます。

※2 平成 24 年 5 月 10 日現在の受益者には、平成 24 年 5 月 11 日以降に受益者となる方 (5 月 8 日以降のお申込みにより取得された方) および平成 24 年 5 月 9 日以前に解約された方 (5 月 7 日以前のお申込みにより解約された方) は含まれません

* 本約款変更の手続きにかかる受益権を有する受益者の方には、販売会社を通じて、『「UBS コア・コンサバティブ・ファンド」および「UBS ディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」約款変更 (予定) のお知らせ』をお送りしておりますので、詳しくは当該書面をご覧ください。

以上